

資源回収で奨励金がもらえます

宮古市では、資源の有効利用とごみの減量化を推進するため、資源物（紙類・缶類・びん類）を集団で回収する登録団体と、資源物の引き取りを行う登録業者に対し、回収量に応じて奨励金を交付します。


2019年4月現在、子ども会、町内会、衛生組合等 100以上の団体が登録しています。

【奨励金の額】

区分	品目	市奨励金
紙類	新聞紙・雑誌・段ボール・紙パック容器	1 kgにつき3円
金属類	スチール缶・アルミ缶	1 kgにつき5円
瓶類	一升びん・ビールびん・ジュースびん	1本につき3円
衣類	古着	1 kgにつき5円

※登録団体の収入 = **市奨励金** + **回収業者への売払い代金**

☆資源物集団回収の流れ

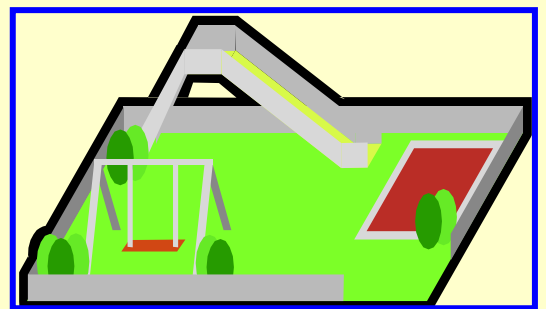
- 1 資源回収団体の登録をします。
＜必要なもの＞ ・ 団体または代表者の印鑑 ・ 奨励金振込口座の通帳
- 2 取引をする回収業者と契約をします（各団体で行ないます）。 
- 3 資源回収を行ないます。

登録団体各世帯



資源物を持参

指定の集積所（各団体で指定）



＜資源物回収業者が引き取る物＞

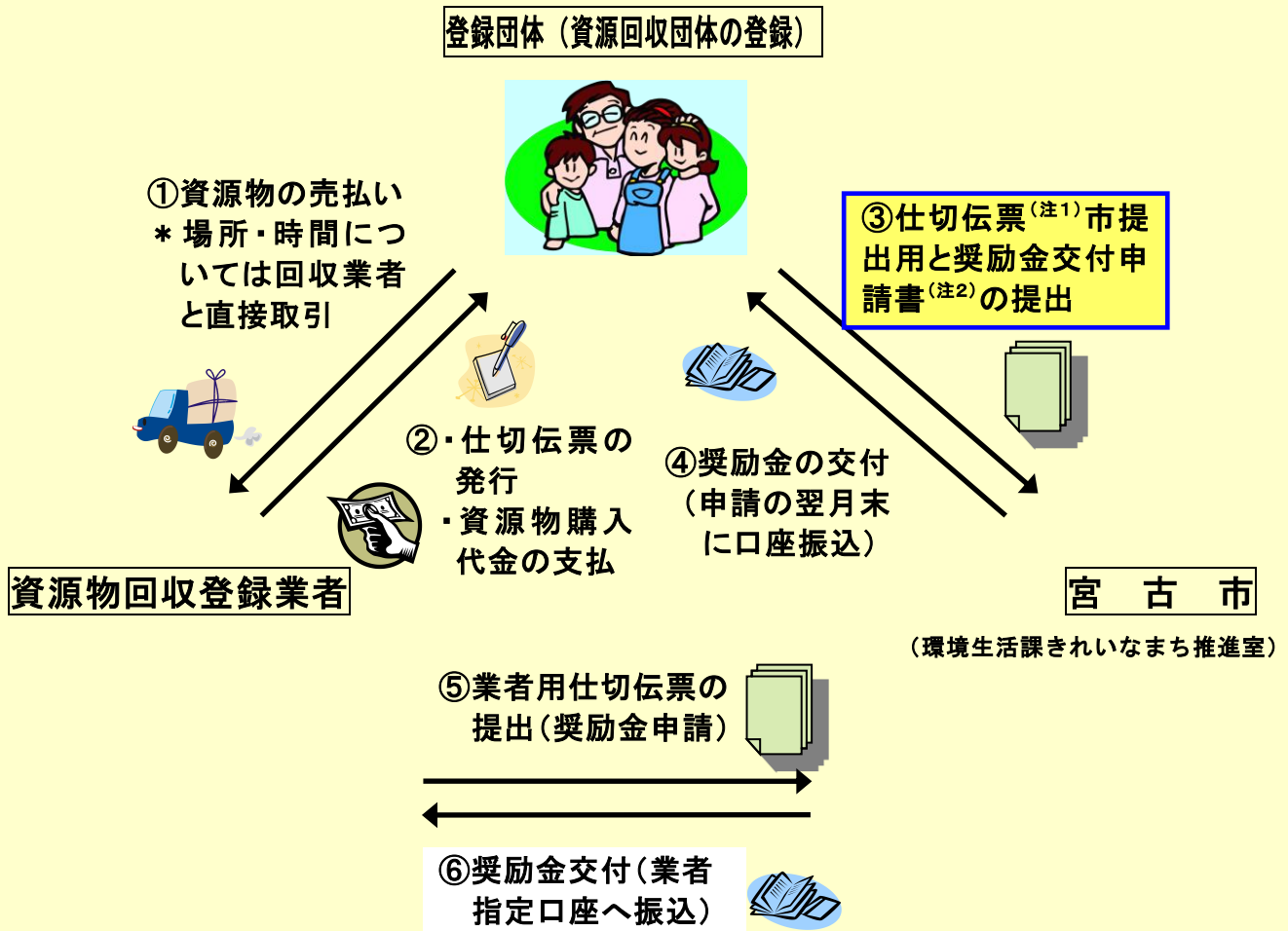
- 紙類 → 新聞紙・雑誌・段ボール・紙パック容器
- 瓶類 → 一升びん（茶色・緑色）・ビールびん・ジュースびん
- 缶類 → アルミ缶・スチール缶
- 衣類 → 古着

＜登録団体ですること＞

- ・集積所の管理
- ・資源物分別指導
- ・分別作業
- ・業者が引き取るまでの間の一時保管



☆奨励金交付の流れ



(注1) 仕切伝票（資源回収仕切伝票）

取引業者が回収した資源物の量の明細が記入されます。

資源物の引渡しの際に、取引業者が記入します。市には「市提出用（黄色）」を提出します。

(注2) 奨励金交付申請書（資源回収事業奨励金交付申請書）

代表者名、振込先等を記入し捺印のうえ提出します。

(注3) 衣類の回収はきれいなまち推進室と協議願います。

※ 書類の提出は、宮古市環境生活課（市役所本庁舎1階）及び各総合事務所、出張所でも受付けています。

【資源回収登録業者】

名称	住所	電話番号
(有) 生内商店	宮古市大通四丁目4-16	62-1821
小成古物商	宮古市神林1-1	62-0573
丸晃商事	宮古市赤前4-7-1	67-3507
箱石商店	宮古市長沢12-38-8	69-2456

その他、詳しい内容についての問い合わせは、市環境生活課きれいなまち推進室（62-2111内線6122 直通64-6488）へお願いします。